

平成29年度柏崎市社会福祉協議会事業計画

【基本方針/重点項目】

○基本方針

世界を取り巻く社会経済情勢が不透明感を増す中、緩やかな景気回復の兆しが見えてきた我が国の経済・雇用情勢が今後どのように推移していくのか、経済動向を注視していく必要があります。

一方、国内では、少子高齢化、人口減少によって生ずる雇用形態は将来にわたっても憂慮すべき状況にあり、特に地方では若者の首都圏への流出がもたらす労働力不足への対応策は、介護・医療・福祉に携わる法人にとって最も重要な課題の一つとなっています。

また、人と人との繋がりでは、価値観の相違や担い手不足等により地域コミュニティの希薄化が危ぶまれており、要援護者等の社会的孤立や高齢独居者の孤独死、虐待や成人のひきこもりなど、公的制度や現行の福祉サービスだけでは拾いきれない多様な課題が全国的にも広がりつつあります。

当会では、地域福祉を推進していくうえで、こうした現状を重く受け止め、本年度においては柏崎市第三次地域福祉計画と連動する「第三次柏崎市地域福祉活動計画」の初年度にあたり、地域住民や行政、関係機関等との協働のもとに、多様な生活課題・福祉ニーズに応えるため、実情に則した事業を、順次、展開してまいります。

特に、生活困窮者自立支援事業を始め、ひきこもり者への支援や障がいのある方の地域移行や生活困窮者等の一時的な住居の確保を目的とした支援事業、市民後見人の養成や活動の支援、高齢者世帯の見守りや相談事業等、日常生活全般を支える支援策として前年度に引き続き実施してまいります。

加えて、共働きやひとり親世帯の子どもに対する支援として、従来から取り組んでいる放課後児童クラブの受託事業の拡充はもとより、近年、子どもの孤食を少しでも解消させるための活動が注目されており、当会としても、子どもたちに「食」による交流を通して、社会のルールを学んでもらう場として「こども食堂」を立ち上げ、本格実施に向けた取組を進めてまいります。

在宅福祉サービス事業では、介護報酬改定により厳しい経営状況が続いていますが、利用者の生活の質の向上に繋がるサービス提供ができるよう、実施結果を検証しながら必要に応じて内容の見直しを図るとともに、経営資源の効果的な配分に努め、事業の安定的な継続を目指します。

また、平成29年度から実施される※1介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の体制を整え、高齢者の利用者ニーズに沿ったサービスを拡充するなど、積極的に新規事業の推進を図ってまいります。

法人運営では、ガバナンスの強化を推進するうえで、平成28年3月末に公布された改正社会福祉法の趣旨に沿った地域社会への社会貢献に向けた公益的な事業を積極的に進め、理事、監事、評議員などの役割分担等の明確化、財務諸表の公表をより鮮明化し、透明性の高い法人経営を目指します。併せて扇町介護保険事業センターの老朽化に伴い新建屋の建設に取り組み、施設の機能を最大限に利活用できるスペースの確保を図るとともに、その後は旧建屋を解体し、周辺整備にも努めてまいります。

※1「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、要支援者の訪問介護及び通所介護が全国一律の介護予防給付からが市町村が中心となって実施する地域支援事業へ移行されることから、地域の実情に応じて、住民等が主体的に参画し、サービスを充実することで、要支援者等に対する地域の支え合い体制づくりを推進する事業。

○法人運営部門（総務課）

「経営基盤の強化と組織ガバナンス強化に向けた組織体制の整備」

法人運営部門では、改正社会福祉法に基づいた法人組織のガバナンスと経営基盤の強化を目的に、財源、人材、設備、情報を有効活用し、組織の再構築を図り、効率的な法人経営に努めるとともに、住民ニーズに基づいた社協らしい価値ある事業の更なる発展、充実を目指した組織体制の整備に努めます。

また、在宅福祉サービスの拠点となる扇町介護保険事業センターの新建屋建設については、平成28年度において用地取得が完了したことにより、平成29年9月末までに完成させ、11月末までに移転、旧建屋の解体と周辺の整備を12月末までを目途に進めてまいります。

また、「組織は人なり」を基本コンセプトとして、本会で働く一人ひとりの職員が、仕事を通じて成長し、よろこびや生きがいを見いだせるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改革に努めます。

○総務課重点項目（総務係・経理係）

- ・ 改正社会福祉法による社協組織の体制と組織ガバナンスの強化（新規）
- ・ 地域における公益的な取り組みの実践
- ・ 扇町介護保険事業センターの建設と敷地周辺の整備（新規）
- ・ 働き方改革による職場環境の整備
- ・ ベテラン職員の退職等に伴う後継者の人材育成・人材確保（新規）

1 経営基盤の強化に向けた組織体制の整備

（1）組織ガバナンス、情報管理体制の強化

- ① 特定個人情報を含む個人情報の取り扱い、保管、管理
- ② 内部監査等による統制環境の構築並びに誤謬及び不正の防止
- ③ ホームページ及び福祉のひろばによる事業内容及び財務諸表、役員組織体制等の公表（新規）
- ④ 苦情・要望等から業務改善策等を検討する第三者委員会の開催
- ⑤ 社会福祉充実残額による社会福祉充実計画策定の検討（新規）

（2）改正社会福祉法対応に向けての情報収集及び対策

- ① 厚労省ホームページや新聞等、情報ツールの活用
- ② 県内外研修会への参加

（3）安心して意欲的に働ける職場環境の整備

- ① ワーク・ライフ・バランスへの配慮
 - ア 計画的な有給休暇の取得促進
 - イ 育児休業・介護休業制度等の周知と取得の促進
 - ウ ノー残業デーの励行と働き方改革
- ② 心と体の健康支援
 - ア 定期健康診断の実施による健康障害の早期発見、要精密検査者への受診勧奨の実施
 - イ 衛生委員会における健康障害防止対策及び安全衛生活動の推進
 - ウ 心の健康に関する研修の実施等、メンタルヘルス対策の推進

エ ストレスチェックの実施と高ストレス者への対応

③ 高齢者・障がい者雇用等の推進

ア 障がい者の働きやすい職場環境の整備

イ 障がい者雇用に向けた情報の発信

(4) 職員の資質向上と専門職の育成

① 優秀な人材の確保・育成

ア 育成面接による目標管理、業務管理等人事考課制度の効果的運用

イ キャリアパス・研修体制の構築

ウ 外部組織・団体との交流研修

エ 国家資格等取得の奨励及び助成

② 内部登用制度の充実

ア 国家資格等有資格者の正職員への登用促進

イ 非常勤職員から常勤職員へのステップアップの奨励

③ 雇用契約職員のあり方改革

ア 有期から無期雇用化への制度検討

2 介護報酬請求及び各種申請、届出等に関する事務の実施

(1) 介護報酬・利用者負担金等の請求管理・入金管理の徹底

(2) 各種届出書の作成・提出

(3) 契約書、重要事項説明書等の管理

3 扇町介護保険事業センターの建物建設

新たな扇町介護保険事業センターを建設と現扇町介護保険事業センターの解体

4 社会福祉協議会の会務運営

(1) 評議員会の開催（定時6月、他随時開催）**（新規）**

(2) 理事会の開催（5月、9月、12月、3月、他随時開催）

(3) 評議員選任・解任委員会の開催（随時開催）**（新規）**

(4) 委員会の開催（地域福祉委員会、在宅福祉サービス委員会）**（新規）**

(5) 役員研修の実施

① 新潟県民福祉大会/先進地視察研修会

② 各種研修会への積極的参加

5 会員会費制度の実施

(1) 会員加入率の向上促進

(2) 会員制度の推進

① 一般会員（世帯、一口500円）

② 賛助会員（福祉団体・施設職員等、一口500円以上）

③ 特別会員（事業所等、一口 5,000 円以上）

6 社会福祉協議会長表彰の実施

（1） 功労者表彰の実施

（2） 福祉活動等功労者の顕彰と市民に対する住民福祉活動の啓蒙

7 柏崎市共同募金委員会への協力

10 月～3 月実施の赤い羽根共同募金への協力

8 日本赤十字社柏崎市地区への協力

4 月～6 月実施の日赤社費取りまとめへの協力

○地域福祉推進部門（地域福祉課）

「あたたかい心で支え合い、誰もが豊かに輝けるまちづくりの推進」

地域住民や福祉活動団体、行政や専門機関等と協働して、地域福祉を計画的に推進するために、共通の目標と役割分担などを定めた第三次地域福祉活動計画が計画期間の初年度を迎えることから、これまでの実施状況を踏まえ、計画の周知と推進に努めます。

コミュニティの単位を日常生活圏域に設定し、各地区のコミュニティ振興協議会や町内会、その他関係行政機関等と連携し、住民同士が地域の福祉課題について協議する場づくりに努め、支え合い活動を推進します。

既存の制度やサービスだけでは解決が難しい人たちへの支援を目的に、本会が実施する他の事業との連携を図り、総合相談所事業の機能の強化を図ります。

放課後児童クラブ運営受託事業では、比角第一児童クラブの受託を新たに開始するとともに、今後の事業拡大に向けて支援員の資質向上を図るため、柏崎市が直営する7児童クラブへ職員を派遣します。

必要な人に必要な情報が届くよう、広報紙「福祉のひろば」の充実やSNSを活用した情報発信及び職員による広報委員会(仮称)の立ち上げなど、広報活動の拡充に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度普及啓発事業を通し、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすことのできる権利擁護事業を展開してまいります。

生活困窮者自立支援事業においては、自立相談支援事業を中心に、よりきめ細やかでタイムリーな対応に取り組みます。

○地域福祉課重点項目（生活支援係・地域福祉係・こども支援係）

- ・ 第三次地域福祉活動計画の推進に向けた協力体制の基盤整備
- ・ 生活困窮者自立支援事業等の相談支援体制の充実・強化
- ・ 市民後見人の活動を支援する環境整備体制の強化
- ・ 放課後児童クラブ運営受託事業の事務局強化

生活支援事業実施計画

1 生活困窮者自立支援事業実施計画

- (1) 生活困窮者自立支援事業の受託
 - ① 困窮者からの相談及び包括的に対応する自立相談支援事業の実施
 - ② 家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業の実施
 - ③ 引きこもり、孤立ケース等の相談、援助
- (2) 生活福祉資金貸付事業の受託
- (3) 自殺予防のための相談支援体制の強化
 - ① 保健所及びハローワークと協働によるワンストップ総合相談会の開催
 - ② 関係機関との連携

2 日常生活自立支援事業実施計画

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
 - ① 利用者個々の生活にあったアセスメントとサービスの提供
 - ② 虐待ケースの相談、援助
 - ③ 地域包括支援センターや地域生活支援センター、居宅介護支援事業所等の連携
 - ④ 新潟県社会福祉協議会及び基幹社協である長岡市社会福祉協議会との連携

3 成年後見制度事業実施計画

- (1) 成年後見制度普及啓発事業の受託
 - ① 親族の申し立て手続きの支援
 - ② 市長申立の手続き支援
 - ③ 広報紙による周知
- (2) 市民後見人養成講座の開催

4 法人後見事業実施計画

- (1) 本会としての法人後見の受任
- (2) 法人後見事業の支援員として活動する市民後見人のバックアップ
- (3) 法人後見運営委員会の開催

5 地域移行等支援事業実施計画

- (1) アパート生活を通しての社会生活体験機会の提供と地域生活移行への支援
 - ① 施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行準備
 - ② 生活困窮者等の緊急的な支援としての活用

地域福祉事業実施計画

1 第三次地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進及び事業の展開

- (1) コミュニティを単位とした住民同士が身近な地域の福祉について協議する場づくり **(新規)**
- (2) 住民の困りごと、悩みごとにきめ細やかに寄りそう総合相談支援体制の整備・拡充
- (3) 必要な人に必要な福祉情報がしっかりと届く広報活動の展開

2 地域福祉活動拠点としての支所機能強化

- (1) 高柳支所
 - ① ふれあいサロンの開設及び買い物支援付きサロンの検討
 - ② 健康づくり増進のための講習会を実施
 - ③ 高柳地域における地域ケア会議への参加
- (2) 西山支所
 - ① コムサロン(買い物支援付きサロン)の実施
 - ② 草生水ひろば(開放型サロン)の実施

- ③ ふれあい子育てサロンの実施
- ④ 健康づくり増進のための笑いヨガ講習会を実施
- ⑤ 生活習慣病予防、認知予防をテーマとした講座、※2 足育講座の開催
 ※2 足育とは、足指の状態、歩き方、靴の選び方等を見直すことで転倒等を防ぎ、子どもから高齢者まで足の健康を保ちながら、トラブルが起きない 健康な足を育てる取組み。
- ⑥ 西山地域における地域ケア会議への参加

3 地域福祉推進事業実施計画

(1) 相談支援体制の充実

- ① 地域福祉活動専門員等（CSW）による地域支援

(2) 障がい者の地域活動支援、就労活動支援事業

- ① 就労支援事業所の創設に向けて、必要となる知識や技能の習得を図るため、市内の就労支援事業所に職員1名派遣する。
- ② 当会の運営による、就労支援事業所開設に向けた検討会の実施（新規）

(3) 第三次地域福祉活動計画に沿った事業の展開と進捗管理（新規）

- ① 地域福祉活動計画の広報・周知
- ② 地域リーダーの育成及び支援
 - ア 地区福祉組織、ふれあいサロン運営者研修会の開催
 - イ 支え合い活動と財源確保の支援
- ③ コミュニティセンターを単位とするネットワークづくりと地区懇談会の開催（新規：モデル地区を選定）
 - ア 行政、関係機関、民生・児童委員、地域住民との懇談会の開催
 - イ 各種ケア会議等への参加
- ④ 日常生活での見守り、助け合いの仕組みの構築
 - ア 地区福祉組織が実施する支え合い事業の運営支援
- ⑤ 交流の場づくりの支援
 - ア ふれあいサロン、子育てサロンの立上げ及び運営支援並びに参加者への相談支援の実施
 - イ こども食堂の開催（新規）
 - ウ こども食堂の民間による立上げ及び運営の支援（新規）
 - エ 地域で生活する障がい者とボランティアによる料理交流会の開催協力

(4) ふれあい総合相談所の設置

相談区分	相談実施日	時 間
心配ごと相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午
法律相談	毎月第1・第3火曜日	午後1時～午後3時
司法書士相談	毎月第4木曜日	午後1時～午後3時
税金相談	偶数月第2木曜日	午後1時～午後3時
行政書士相談	奇数月第3木曜日	午後1時～午後3時

- ① 市内相談機関との連携・協力・意見交換会の開催
- ② 広報活動の展開
 - ア 公共施設へのチラシの設置
 - イ 福祉のひろばへの定期的な相談事業の記事掲載
 - ウ 市民向け啓発講演会の開催
- (5) 広報・啓発活動
 - ① 職員による「広報委員会(仮称)」の立ち上げ
 - ② 広報イベントの開催
 - 「わいわいがやがやフェスティバル」「西山フェスティバル」「おもちゃフェスティバル」の開催
 - ③ 広報紙『福祉のひろば・ボランティア情報紙「Fun ファン Fan」』の年6回発行
 - ④ 地元大学生との協働によるホームページやSNS等を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信
 - ⑤ 福祉センター内にボランティア情報コーナーの設置
 - ⑥ 社協名入れカレンダー製作・配布による社協事業・共同募金事業の啓発
- (6) 福祉団体等への活動支援
 - ① 柏崎市老人クラブ連合会
 - ② 柏崎市手をつなぐ育成会
 - ③ 柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会
 - ④ 柏崎市ボランティア連絡協議会
 - ⑤ その他福祉関係団体

4 ボランティアセンター運営事業実施計画

「ボランティア活動への参加は、市民自らが地域の生活課題に気づき、社会の関心を高めていく」ことに繋がるという理念のもと、ボランティアセンターは、社協の最前線で、地域の生活課題を地域に提起し続けることを重点的な取組課題とし、多種多様な団体・個人とのネットワークの拡大、福祉教育・ボランティア活動の推進、災害支援体制の整備に努める。

(1) 運営体制の充実

- ① ボランティアコーディネーターの配置・資質向上
- ② ボランティアセンター運営委員会の開催
- ③ ボランティアセンター運営委員先進地視察

(2) ボランティア活動の相談支援

- ① ボランティア活動を希望する個人・団体への相談及び支援
- ② ボランティア登録、ボランティア保険加入手続きの受付及び保険料の一部助成

(3) ボランティア体験支援

- ① ボランティア体験月間
 - ア サマーチャレンジボランティア
 - 夏休みに小・中・高・大学生対象に学生が体験できるボランティア体験プログラムの提供
 - イ 24時間テレビチャリティ募金への参加協力

② ボランティア養成講座の開催

ア ボランティア入門講座

イ 移動支援ボランティア養成講座

(4) ボランティア活動へのマッチング・継続・定着に向けたフォローアップ支援

① 講座受講者への定期的な情報提供の実施

② ボランティア活動開始後のフォローアップ

③ ボランティアコーディネーター養成講座

(5) 交流・出会い・ステップアップ支援

① ボランティア交流会の実施

5 福祉教育推進事業実施計画

(1) 福祉教育推進プログラムの活用と周知

① 小・中学校の教員への福祉教育推進プログラム活用提案の展開

② 福祉教育推進プログラムの効果的な実施を目的としたボランティア推進校助成事業の活用提案の展開

(2) 福祉教育サポーター養成講座（年2回）

(3) 障がい理解講座 ～発達障害編～

(4) ふくしの出前講座

①対象 町内会、職場やサークル等

②ボランティア体験プログラム 高齢者疑似体験や福祉講話等の出前講座の開催

6 災害支援活動事業実施計画

(1) 県内外で発生する自然災害等の復旧支援活動

① ボランティアパックの企画・実施

② 問合せ、情報発信及び相談

③ 市内での災害対応

(2) 柏崎地域生活応援事業（除雪ボランティア事業）

① 地区民協、町内会長会への事業の周知

② 関係機関との情報共有・連絡会議への参加

③ 除雪ボランティアセンターの設置及び運営

④ 除雪ボランティアコーディネーターの委嘱

7 ふれあい給食サービス事業実施計画

(1) 毎日型給食サービスの実施

① 対象 調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等

② 目的 食の確保と安否確認、孤独感の解消

③ 配達日 年末年始及び祝日を除く毎日

④ メニュー Aコース 550円（おかず、ごはん、味噌汁） Bコース 450円（おかずのみ）

8 指定管理事業実施計画

(1) 柏崎市総合福祉センター

- ① 事業内容：利用許可、設備の維持管理等、貸館事業及び社協 PR イベント、福祉講座等自主事業の実施

(2) 柏崎市高齢者生活支援施設結の里

- ① 事業内容：利用許可、設備の維持管理等、入居者の見守り支援（居室数 24 室：単身部屋 23 室、夫婦部屋 1 室）、交流室、調理室等の貸館事業の実施

(3) 柏崎市高齢者用冬期共同住宅ひだまり

- ① 事業内容：共同住宅の利用及び設備の維持管理等、入居者の見守り支援（居室数 8 室：入居期間 11 月～翌年 4 月まで）の実施

(4) 柏崎市西山町いきいき館

- ① 事業内容：利用許可、設備の維持管理等、貸館事業の実施

9 共同募金配分金事業実施計画

(1) 一般募金配分金事業

- ① 赤い羽根パートナーミーティングの開催
- ② 新一年生お祝い事業
- ③ 街頭募金運動への協力
- ④ 地区コミュニティまつりへ屋台を出店し共同募金事業の PR 協力

(2) 歳末たすけあい募金配分金事業

- ① おせち料理配達事業

こども支援事業実施計画（比角第一、比角第二・北条・中通・米山児童クラブ）

1 柏崎市児童クラブ運営受託事業実施計画

- (1) 事務局機能の強化として、こども支援係を新設（新規）
- (2) 比角第一、比角第二・北条・中通・米山児童クラブの運営受託
- (3) 柏崎市が直営する 7 児童クラブへの職員派遣

○在宅福祉サービス事業部門

(訪問事業課・介護支援事業課・通所介護事業課)

「つながる介護」～最大限の力を発揮して進化しよう～

平成29年4月から、総合事業が本格的に開始されることを踏まえ、これまで行ってきた在宅福祉サービス事業を振り返り、利用者の自立支援に向け、アセスメントから導き出される、本人に必要なサービス提供に努めてまいります。

訪問事業課では、高齢者や障がい者が、介護や支援を必要とされる状態になっても可能な限り自宅での自立した日常生活を営むことができるよう、地域全体の力で、要介護者を支える一端を担い、本人、家族それぞれのこころの支えとなる介護をめざし、地域貢献に取り組んでまいります。

また、多様なニーズに対応していくために、職員の資質向上を図るとともに、利用者が残された機能を最大限に活かしながら、日常生活を送れるようなサービス内容の検討を進めます。

介護支援事業課では、高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って自分らしく、安心して暮らせるよう、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携し、総合事業開始に伴う、介護予防ケアマネジメントの対応と、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される柏崎地域独自の※3「地域包括ケアシステム」の構築に貢献してまいります。

通所介護事業課では、4つのデイサービスセンターそれぞれの特色を活かしながら、高齢者のみならず、障がい者へのサービス提供を図るなど、利用者の多様化したニーズに答えながら、質の高いサービス提供を行います。

在宅福祉サービス部門、合同研修では、職員の資質向上を目指し、職員一人ひとりが、本会の理念や法令、専門職としての職責やリスクマネジメント等を意識していくため、特にモチベーション向上を目指した研修会を計画してまいります。また、定例的に役職員会議を開催することで、介護保険事業の進捗状況等の共有化を図り、各課の経営管理に努めます。

※3「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムのこと。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためのシステムの構築がより一層求められている。

○訪問事業課重点項目

(訪問介護係・訪問入浴係・障害福祉サービス係・相談支援係・訪問看護係)

- ・ 総合事業実施にあたり対象者への適切なサービスの提供 **(新規)**
- ・ 利用者および家族から信頼される充実したサービスの提供
- ・ 多様なニーズに対応できるスキルの高い職員育成のための研修の実施

1 訪問介護事業実施計画

「自立支援」の促進と「生活の質の向上」を目標に、対象者の総合事業へのスムーズな移行と利用者が健やかで安心して在宅生活を過ごせるよう日常生活の支援に努めます。

また、専門職として、確かな知識、技術を持ってサービスを提供するとともに、地域の関係職種との連携を図りながら、処遇困難ケースや中山間地域におけるサービス提供も積極的に実施し、人と人との関わりを大切に、明るく、誠実な質の高いサービス提供に努めてまいります。

(1) サービス提供体制の充実・強化

- ① サービス提供責任者による訪問介護員へのきめ細やかな指導及び業務管理の実施
- ② 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直しの実施
- ③ 介護者等に対し、療養や介護に関する相談・助言の実施
- ④ 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
- ⑤ 各関係機関との連携及びネットワークの活用

(2) 職員の資質向上

- ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
- ② 課内における交換研修を実施
- ③ 県内外の研修会への参加
- ④ 自己点検振り返りシートの活用

(3) 事故防止への取り組み

- ① 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直しの実施
- ③ 緊急時対応についての研修実施

(4) 広報活動等の実施

- ① 利用者を対象とした定期的なヘルパー情報紙の発行（年4回）
- ② 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

2 訪問入浴介護事業実施計画

丁寧で迅速な対応により、安心・安全な入浴介護と心のケアを重視したサービスを提供し、高齢者、障がい者の身体の清潔保持、健康の維持・増進を図り、生活の質の向上と介護者の負担軽減を目指します。

(1) サービス提供体制の充実・強化

- ① 全身状態の確認及び状態変化の早期発見と介護者等への情報提供
- ② 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導の実施
- ③ 関係機関との連携及びネットワークの構築
- ④ 障がいに応じた入浴サービスの提供

(2) 職員の資質向上

- ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
- ② 課内における交換研修を実施
- ③ 常勤会議、係内会議の開催

- ④ 新任及び現任研修の充実
- ⑤ 県内外の研修会への参加
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 苦情対応、介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止策等、作業マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施
- (4) 広報等活動の実施
 - ① 関係機関へのPR活動
 - ② 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
- (5) 設備整備
 - ① 車両積載ボイラーの定期的点検及び排水ポンプ、担架ネット、浴槽の点検

3 障害者居宅介護等事業実施計画

障がいのある方が自立した日常生活を営むために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、在宅において身体介護、生活援助、※4 同行援護、移動支援等の多様なサービスを迅速かつ適切に行い、常に利用者の心身の状況や周辺環境を把握した誠実で丁寧な支援に努めます。

- (1) サービス提供体制の充実・強化
 - ① サービス提供責任者による訪問介護員へのきめ細やかな指導及び業務管理の実施
 - ② 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
 - ③ 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導の実施
 - ④ 効率的な訪問計画の作成と稼働率の向上
 - ⑤ 関係機関との連携
 - ⑥ 緊急時訪問体制の強化
 - ⑦ ※4 同行援護資格取得者の増員

※4 同行援護とは、視覚障がい者の外出等に有資格者の訪問介護員が同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護その他必要な支援を行う。

- (2) 職員の資質向上
 - ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
 - ② 課内における交換研修を実施
 - ③ 難病患者の受入れ体制整備
 - ④ 県内外の研修への参加
 - ⑤ 自己点検振り返りシートの活用
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施

- (4) 広報活動等の実施
 - ① 定期的なヘルパー紙の発行（年4回）
 - ② 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

4 相談支援事業所おうぎまち（一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業）事業実施計画

障がい者（児）の意思を尊重し、自立した日常生活または社会参加を援助するため、様々な基本相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行い、行政及び関係機関との連絡調整や権利擁護のための総合的な支援を行います。

(1) サービス提供体制の充実・強化

① 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の実施

入所または入院している障がい者について、地域生活移行のための住居の確保・就労等の相談支援の提供及び地域生活を継続していくため、行政を始めとする関係機関との連携を深め、常時の連絡・支援体制の確保に努めます。

② 計画相談支援（特定相談支援、障害児相談支援）の提供

障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画のアセスメント、モニタリングを行い、利用者の意向に沿ったサービス計画を提供します。

(2) 職員の資質向上

- ① 有資格者の確保・育成のため相談支援専門員初任者研修と現任研修への参加
- ② 市内、県内の各種研修への参加
- ③ 介護保険のケアマネジャーと情報交換する機会の設定、および介護保険への円滑な引継ぎ

(3) 事故防止への取組

- ① 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- ② 事故防止対策等、緊急時対応マニュアルの見直し
- ③ 緊急時対応についての研修実施

5 ゆたか訪問看護ステーション事業実施計画

介護保険または医療保険対象者に、ケアプラン及び主治医の指示に基づき、看護師・作業療法士又は理学療法士が訪問し、利用者の病状観察、バイタルチェック、リハビリメニューの作成と実施、療養上の援助及び必要な診療の補助を行ってまいります。

また、家族への介護指導等を行い、利用者の生活の質の向上と利用者家族の介護負担軽減を図り、在宅生活が継続できるよう支援に努めるとともに利用者の身体機能の維持向上を目的とした、フットケアの取り組みを継続してまいります。

(1) サービス提供体制の充実・強化

- ① 利用者の病状や状態を把握し、適切な看護サービスの提供
- ② 利用者への療養指導・介護者に対する介護指導の実施
- ③ 作業療法士・理学療法士による個別リハビリメニューの提供
- ④ 緊急時における、臨機応変かつ柔軟な対応の実施

- ⑤ 各関係機関との連携及びネットワークの活用
- ⑥ 訪問計画作成システムの運用
- (2) 職員の資質向上
 - ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
 - ② 課内における交換研修の実施
 - ③ 県内外研修への参加
 - ④ 自己点検振り返りシートの活用
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施
- (4) 広報活動等の実施
 - ① 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

○介護支援事業課重点項目

(介護支援第1・2係・地域包括支援係(西地域包括支援センターまちなか・くじらなみ))

- ・ 地域包括支援センターにおける「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みと総合事業への対応
- ・ 高齢者一人ひとりの思いを受け止め、自己選択・自己決定を支援する相談援助の実施
- ・ 生活に対する意向に基づき、福祉や保健医療などのサービスが総合的かつ適切に提供されるケアマネジメントの提供
- ・ 相談援助を行う専門職としての資質向上

1 居宅介護支援事業実施計画

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようケアマネジャーが、介護に関する相談、要介護認定申請の手続き、ケアプランの作成、福祉用具の購入支援・住宅改修等の環境調整やサービス提供事業者等との連絡調整を行います。また利用者の意向に添いながら多様な保健福祉サービス等が、多様な事業者の中から円滑に提供されるよう利用者・家族の支援に努めてまいります。

- (1) 法令を遵守したケアマネジメント業務の遂行
 - ① 関係機関と連携しながら、適切なアセスメント及びケアプランの作成
 - ② 個人情報保護の徹底、マニュアルの遵守
- (2) 困難ケースに対して、組織的に取り組むことができる体制の整備
 - ① 事例検討会の開催(年4回)
 - ② 事例研究及びデータの収集、整理
 - ③ 各係ごとの情報共有の推進
- (3) 利用者の利便性を重視したサービスの確立
 - ① 適切な助言・指導を行うための主任介護支援専門員の配置

- ② 24時間の連絡体制により、利用者への緊急対応の実施
- ③ 利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催（週1回以上）
- (4) 事故防止への取り組み
 - ① 苦情対応、ヒヤリハット事例の収集・分析、車両事故対応等
 - ② 事故防止策等、作業マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施
- (5) 他職種連携
 - ① 関係機関への提言、本会各部署への情報提供及び地域福祉課との協力・連携
- (6) ケアプランチェック体制の整備
 - ① 自立支援検討型地域ケア会議への事例提供と結果の情報伝達、活用
 - ② 自己点検表を作成し、ケアマネジメントの一連の流れのチェック徹底
 - ③ 職員間でケアマネジメント業務の内部チェックの実施（月1回）
- (7) 職員の資質向上
 - ① サービス事業者へのサービス向上アンケートの実施。
 - ② 県内外の研修等への積極的な参加
 - ③ 係内研修の開催（月1回）
 - ④ 主任介護支援専門員の資格取得推進
 - ⑤ 利用者の状態像や課題の整理・分析過程を適切に記録し、地域福祉課、地域包括等と多職種間の情報の共有が図られるよう記録やプレゼンテーション技術向上を目的とした研修会の開催

2 在宅介護者リフレッシュ事業実施計画

- (1) 介護者の集い

介護者が日常の介護から離れ、施設見学や、健康体操、温泉を利用したり、会食をしながら、介護の悩み等を語り合い、心身共にリフレッシュできることを目的に開催します。
- (2) 介護者の集い PR 事業（わいわいがやがやフェスティバルでのブース活用）

介護に関する講座等の紹介、新しい福祉機器の展示等を行い、介護者の集いを PR します。

3 地域包括支援係事業実施計画（西地域包括支援センターまちなか・くじらなみ運営受託）

平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）」が開始されることから、事業希望者への円滑な移行を行い、介護予防を始めとした高齢者全般の身近な相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、包括的支援事業・総合事業・介護予防事業を実施してまいります。包括くじらなみについては、担当地区が5地区と広域化していることから、総合事業の開始に併せ、気軽に立ち寄れる相談窓口を目指し、将来における現施設の位置や機能等についての検討も進めてまいります。

また、「聴くこと・寄り添うこと・地域と共に歩むこと」をモットーに、介護・医療・福祉の関係者や日常生活支援に携わる地域住民等の連携の拠点として、地域独自の社会資源やネットワークを構築し、多様な高齢者支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」構築に向けた体制づくりに努めてまいります。

(1) 包括的支援事業

- ① 柏崎市西地域包括支援センターまちなか・くじらなみの運営
 - ア 公益性・地域性・協働性の3つの基本的視点に立脚したセンター運営
- ② 総合相談・支援業務
 - ア 総合相談
 - イ 実態把握
- ③ 担当圏域における地域包括支援ネットワークの構築
 - ア 地域ケア会議の開催
 - イ 西地域包括支援センター通信の発行（年3回）
- ④ 市内全域における地域包括支援ネットワークの構築
 - ア 地域包括支援センター連絡会議（月1回開催）
 - イ 地域包括支援センター重点活動検討三部会への参加
 - ウ 高齢者虐待防止ネットワーク会議（年1回）、認知症予防関連事業等への参加
- ⑤ 権利擁護業務
 - ア 高齢者虐待の防止および対応
 - イ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の啓発と利用促進
 - ウ 老人福祉施設等への措置の支援
 - エ 消費者被害の防止および対応
- ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ア 高齢者の多様な課題、心身の状態、生活環境、ニーズに応じたケアマネジメント支援
 - イ 介護支援専門員へのサポート
 - ウ 関係医療機関の連絡会議への参加
 - エ 地域における介護支援専門員ネットワークの活用

(2) 総合事業 **（新規）**

- ① 介護予防ケアマネジメント事業
 - ア 総合事業（訪問介護・通所介護）のみを利用する要支援者及び事業対象者へのケアマネジメント
 - イ 総合事業利用希望者に対しての基本チェックリストの実施等
 - ウ 指定居宅介護支援事業者への業務委託

(3) 介護予防事業

- ① 指定介護予防支援事業（予防給付）
 - ア 予防給付（訪問看護・福祉用具貸与等）のみ、または、予防給付と総合事業サービスを組み合わせる要支援者のケアマネジメント
 - イ 指定居宅介護支援事業者へ業務委託
- ② その他の事業
 - ア 住宅改修費支給に係る理由書作成
 - イ 福祉用具購入申請書の作成

○通所介護事業課重点項目

(赤坂山・松波・北条デイサービスセンター・シニアエクササイズさんわ)

- ・ 介護予防から総合事業へのスムーズな移行
- ・ 生活機能に着目した個別機能訓練と運動器機能向上サービスの提供
- ・ 知識と支援技術を生かした認知症利用者への専門的ケアの提供
- ・ 特色ある事業展開を進めるために専門職として必要な知識の習得

1 通所介護事業実施計画

各デイサービスセンターは、利用者ニーズに沿って柔軟、かつ特色あるサービスの提供に努めていますが、多様化、複雑化する利用者状況の中、決められた枠内の事業展開に少しずつ限界が生じてきています。

そこで、今年度は制度の改正に対応しながら、利用者の利用目的に応じたサービス提供をより深め、利用者の主体性を引き出し、生活の質の向上に向けたキメ細やかなサービスがスムーズに展開できるよう、必要に応じて利用者個々のプログラムメニューの見直しを図ってまいります。

また、リハビリ特化型短時間デイサービス事業の利用者を確保し、安定的運営を図り、地域における通所介護事業の中核的役割を担ってまいります。

なお、総合事業への移行を行う中で、※5 通所型サービス A の事業実施については検討中

※5「通所型サービス A」とは、総合事業の通所型サービスのうち、従来の通所介護事業に比べ、一部基準を緩和し、実施されるサービスをいう。多様な担い手による多様なサービスの提供が期待されている。

(1) 赤坂山デイサービスセンター

サービス提供時間：7 時間（9 時 00 分～16 時 30 分の間の 7 時間）

定 員 数：一般型 39 名

利用者が生きがいをもって在宅生活を過ごせるよう生活機能の向上に着眼したリハビリメニューを提供するとともに、デイサービスでも自宅でも意識して身体を動かすことによって利用者自身が望む生活が送れるよう、個々の身体能力を適切に評価し、それぞれの身体状況に合わせた活動と個々の認知症状をもとに適切な活動をグループ別に実施してまいります。

また、ひとり一人の状況に応じて、その人らしい生活が送れるよう、専門的なケアを提供し、家族や関係者との連携、協力を図りながら支援してまいります。

平成 29 年度は赤坂山デイサービスセンター開設から 20 年の節目の年に当たることから、20 周年を利用者と共に祝う記念行事を行います。

① 生活機能向上に着眼した体制づくり

ア 運動への意欲と継続性の意識

(ア) 利用者の身体機能を評価し、個別のトレーニングメニューのプログラム化・提供・実施・評価

(イ) 利用者の自主的な運動への意識づけ

イ 身体機能の評価に基づいたグループ化による効果的な活動メニューの実施

(ア) ストレッチ運動、バランス運動、マシーントレーニング、反射運動、レクリエーション創作活動等のグループ活動実施

② 短時間デイサービス「わかがえーる」の展開

サービス提供時間：3時間（9時30分～13時00分の間の3時間、
13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後10名

利用者の生活に着眼したリハビリメニューを作成し、運動器機能向上・個別機能訓練サービスを提供するとともに、生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活を送れるよう支援してまいります。

(2) 松波デイサービスセンター

サービス提供時間：7時間（9時00分～16時30分の間の7時間）

定員数：一般型30名、認知型7名

高齢者特有の疾病や精神疾患に関する知識や技術を基に、個別ニーズに応じた関わりを持ち、その人らしい生活ができるよう支援します。

若年性認知症利用者同士の交流の場を提供することで利用者自身や家族の不安を解消し、生活のリズムを作ることで症状の進行を防ぐことができるように支援を行います。

また、「あすなろの会」を中心とする家族支援の会や関係機関との連携を図ってまいります。

① 利用者が在宅生活を継続するための機能維持・向上と自立支援への取組

ア 利用者及び介護者の意向を基に、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供

イ 個別リハビリメニューの作成・実施・評価

ウ 個々の状態に合わせた医療ニーズへの対応と経過観察

② 認知症利用者の柔軟な受入れと継続支援

ア 認知症利用者への支援

(ア) 若年性認知症利用者向けの「あすなろクラブ」を中心に、個々の状況やニーズに合わせた専門的な支援の提供及び家族の会や支援者との交流スペースとして2階を使用

(イ) 作業や活動を通じた、社会参加への意識付け

③ 地域密着型サービスへの対応（新規）

ア 年2回、運営推進会議の開催

④ 基準該当生活介護への取り組み **(新規)**

サービス提供時間：5時間（10時00分～15時00分）

定員数：5名

地域から要望のある障がい者のデイサービス事業を新たな取組として展開 **(新規)**

(3) 北条デイサービスセンター

サービス提供時間：7時間（9時00分～16時30分の間の7時間）

定員数：一般型34名

利用者一人ひとりの身体状態に添ったリハビリメニューを提供し、在宅生活の充実を実感してもらうことで、さらなる利用の促進に努めるとともに地域交流を積極的に進めるために、活動内容の情報発信や広報活動等を行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。

また、ひとり一人の状況に応じて、その人らしい生活が送れるよう、専門的なケアを提供し、家族や関係者との連携、協力を図りながら、支援してまいります。

① 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取組

ア 利用者及び介護者の意向を基に、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供

イ リハビリメニューの実施

(ア) リハビリ器械を活用した反射運動による身体機能向上トレーニングの実施

(イ) 認知力低下予防を目的とした脳トレーニングの実施

② 短時間デイサービス「はつらつクラブ」の実施

サービス提供時間：3時間（9時30分～13時00分の間の3時間、

13時30分～16時30分）（午後：3単位目の創設） **(新規)**

定員数：午前10名、午後10名

利用者の生活課題に重点をおき、生活課題が改善できるよう利用者の状態に合わせた個別機能訓練、運動器機能向上サービス、生活訓練等を実施し、利用者の身体機能や筋力の維持・向上を図り、利用者の望む生活が送られるよう支援します。

また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持つことができ、主体的かつ意欲的な生活ができるよう、生活機能訓練として買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるよう支援してまいります。

(4) シニアエクササイズさんわ

サービス提供時間：3時間（9時30分～12時30分、13時30分から16時30分）

定員数：午前15名、午後15名

利用者の生活課題に重点をおき、課題が改善できるよう利用者の状態に合わせた個別機能訓練、運動器機能向上サービス、生活訓練等を実施し、利用者の身体機能や筋力の維持・向上を図り、利用者の望む生活が送られるよう支援します。また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持つこと

ができ、主体的かつ意欲的な生活ができるよう支援してまいります。

① 運動器機能向上・個別機能訓練サービスの提供

ア 理学療法士、看護師、介護職員等による利用者一人ひとりの状態や生活課題に沿った個別リハビリメニュー・自宅用の個別リハビリメニューの作成、実施、評価

イ 運動意欲と継続性への意識づけ

生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活を送れるようための支援

② 社会的交流の場の提供

ア 利用者同士の支援力を見守り、相互作用の側面的支援の実施

イ 趣味のサークル活動等の地域活動の紹介、活動参加への支援

③ 地域密着型サービスへの対応

ア 年2回、運営推進会議の開催

(5) 介護保険外サービスの実施（シニアエクササイズさんわを除く。）

① 理・美容サービス

② 時間延長サービス

ア 利用者家族の突発的な事情、冠婚葬祭等に対応するため、時間延長サービスを実施

(6) 職員資質向上

① 月1回の係内研修

② リハビリに関する外部研修に参加

③ 認知症に関する各種研修への参加

④ 認知症実践者研修および管理者研修

⑤ AEDを活用した心肺蘇生法の研修

⑥ 研修係を中心とした計画的な研修の実施

(7) サービス向上への取り組み

① 利用者アンケート調査

② 介護者・地域支援

(ア) 見学・ミニ講座の開催

(イ) 自立支援の理解と認知症の理解を深める介護者との交流会の実施

(8) 事故防止への取り組み

① 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析

② 事故防止策等、緊急時対応マニュアル

③ 緊急時対応についての研修実施

(9) 広報活動

- ① 社協広報誌「福祉のひろば」、ホームページ、地元新聞、コミュニティ放送等を活用した利用者へのPR
- ② 月1回利用者介護者向けのデイサービスだよりの発行
- ③ 年1回市内全戸向けのデイサービスだよりの発行
- ④ 地域包括支援センターへの情報提供とPR活動